

公益社団法人我孫子市シルバー人材センター

安全就業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規程第6条第4号の規定に基づき、会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員が就業しようとするときは、この規程を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全就業心得)

第3条 会員が就業するにあたっては、次の安全就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員が植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、作業別安全就業基準（別表）を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員が高所作業に従事する場合は、必ず保護帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること。

- 2 前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事するときは、作業別安全就業基準に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、自宅等から仕事場までの往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に自転車やオートバイにあっては、

十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員が路上で作業をする場合は、交通ルールを守るとともに緑色の帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。
(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員が通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員が器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業をしなければならない。

- 2 会員が就業に使用する器具類は、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員が点検時において不良箇所を発見したときは、その器具を使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないよう休養を十分に取るよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、自宅等から仕事場までの往復時や就業中にケガをしたとき、又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を採るようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この規程に定めるもののほか、安全に就業ができる事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則 (平成23年12月15日理事会議決)

この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日 (平成24年4月1日) から施行する。

附 則 (平成24年12月13日理事会決議)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。